

公立大学法人 岐阜県立看護大学における 第2期中期目標・計画の策定及び、第1期中期目標・年度計画の評価について

資料5

- ・第1期中期目標期間 :平成22年度～27年度 [6年間]
- ・第2期中期目標期間 :平成28年度～33年度 [6年間]

法人対応業務

県対応業務

項目	実施内容	地独法	時 期															
			平成27年度					平成28年度										
			2月 評価委員会開催	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月	11月 評価委員会開催	12月	2月 評価委員会開催	3月	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月					
第2期中期目標の策定	<p>県は、第1期中期目標の期間が終了するまでに、評価委員会の意見を聴取、議会の議決のうえ、第2期中期目標を定め、法人に指示する。</p> <p>また、県は中期目標を定めるとき、あらかじめ、法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。</p>	§ 25 § 78	第2期中期目標策定にあたっての方向性の確認	第2期中期目標(案)の検討	評価委員の意見反映後の第2期中期目標(案)の確認		第2期中期目標(案)の最終確認											
			・第2期中期目標(案)の作成		・第2期中期目標(案)のパブリックコメントの実施		・第2期中期目標(案)についての看護大学からの意見聴取		・第2期中期目標の議決(12月議会) ・第2期中期目標の法人への指示									
第2期中期計画の策定	<p>法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。</p> <p>県は認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴取しなければならない。</p>	§ 26 § 83		第2期中期計画(骨子案)についての検討		第2期中期計画(案)の検討				評価委員の意見反映後の第2期中期計画(案)の確認								
			・第2期中期計画(骨子案)の作成		・第2期中期計画(案)の作成			・第2期中期計画の認可										
第1期中期目標の業務実績評価	<p>法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、第1期中期目標に係る事業報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。</p> <p>評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。</p> <p>県は、議会に報告する。(評価委員会は評価に当たり、認証評価機関の評価を踏まえる。)</p>	§ 29 § 30 § 79					実施方法の検討					第1期中期目標期間中の業務実績の自己評価ヒアリング	第1期中期目標期間中の業務実績の評価結果確定					
											・第1期中期計画の業務実績報告書提出		・評価委員の評価の取りまとめ		・議会報告(9月議会)			
年度評価の実施	<p>法人は、各年度の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。</p> <p>評価委員会は、法人に評価の結果を通知するとともに、県に報告し公表する。</p> <p>県は、議会に報告する。</p>	§ 28		H26年度業務実績の自己評価ヒアリング	H26年度業務実績の評価結果確定							H27年度業務実績の自己評価ヒアリング	H27年度業務実績の評価結果確定					
			・H26年度計画の業務実績報告書提出		・評価委員の評価の取りまとめ		・議会報告(9月議会)				・H27年度計画の業務実績報告書提出		・評価委員の評価の取りまとめ		・議会報告(9月議会)			